

公立大学法人横浜市立大学 NMR 装置群共用に関する会員利用規約

1 用語の定義

- (1) 会員とは「正会員利用」、「特例会員利用」枠に所定の申込書を申請し、許可を受けた者とする。
- (2) 「正会員利用」とは、年会費として1口500万円の費用を負担し、950MHz NMR 装置を3週間相当分、利用を可能とするものをいう。
- (3) 「特例会員利用」とは、年会費として1口200万円の費用を負担し、950MHz NMR 装置を1週間相当分、利用が可能とするものをいう。

2 利用可能対象装置

(1) 950MHzNMR :

溶液感度 12,270 (0.1%EB)、LC-NMR 装置付き (測定例 0.03 μ g, 8分:旧 700MHzLC-NMR の感度約 100 倍)、固体 NMR 装置付き(1.3mm ϕ , CP-MAS 固体感度グリシン 125, 固体 500MHz の約 3 倍, 参考:旧 900MHz 固体グリシン感度 108)

(2) 800MHzNMR : 480 本オートサンプラー付き自動測定のみ可能

(3) 700MHzNMR : 60 本オートサンプラー付き自動測定、LC-NMR 等可能

3 利用日数

(1) 正会員利用

- ①950MHz 3週間分の利用権利付与。うち1週間分以上は950MHzの利用が必須。
- ②950MHz (1週間分利用) に合わせて800MHz や700MHz を利用する場合は、950MHz 1週間相当分を950MHz 5日間と定義、800MHz は7日間 (1週間分+2日)、700MHz は10日間 (2週間分) とする。
- ③連続測定を行う場合、1週間分の定義には土日に限り終夜測定を可能とする。ただし、800MHz の利用はオートサンプラーによる測定に限る。

(2) 特例会員利用

- ①950MHz 1週間分の利用権利付与。
※連続測定を行う場合、1週間分の定義には土日に限り終夜測定を可能とする。
- ②800MHz や700MHz を利用する場合は、950MHz 1週間相当分を950MHz 5日間と定義、800MHz は7日間 (1週間分+2日)、700MHz は10日間 (2週間分) とする。
- ③連続測定を行う場合、1週間分の定義には土日に限り終夜測定を可能とする。ただし、800MHz の利用はオートサンプラーによる測定に限る。

(3) 1時間~24時間利用を全て1日利用とする。

ただし、1日は朝9:00~翌朝9:00とする。

(4) 測定を仕掛ける際、技術指導スタッフ立ち合いのもと実施する。また技術指導スタッフの立会いは月曜日から金曜日（但し休日は除く）の 9:00-17:00 とする。原則、これ以外の時間帯の NMR 実験室への入室は不可とする。

4 年会費

横浜市立大学は所定の申込書に基づき、所定の利用許可書とともに利用料請求書を発行し、利用者は指定期日まで年会費を支払う。年会費には、維持管理経費（液体ヘリウム、液体窒素、装置保守管理等※）、測定等の補助経費も含む。

※950MHz の固体プローブを使用する場合、別途保守料金が必要となる場合があります。

5 利用支援

技術指導スタッフ等により次の各種支援を受けることができる。

- (1) NMR 測定支援、測定代行
- (2) 企業からのリモート操作対応
- (3) 秘密保持契約による情報の非開示対応
- (4) NMR 用標的タンパク質の生産から指導受託
- (5) NMR 装置の最新の技術指導、及び利用者講習会の無料参加
- (6) NMR 測定に伴う各種技術相談等

6 利用期間

所定の申込書を申請し許可を受けた単年度の利用とする。

7 その他

施設利用にあたっては「公立大学法人横浜市立大学 NMR 装置群共用に関する取扱要領」のほか、各種学内規程等に基づき適切に取り扱うこととする。